

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第五十一号

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則  
奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則（平成二十一年三月奈良県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一号(五)中「及び第十八条の十三第一項」を「第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に、「又は第十八条の九」を「第十八条の九又は第十八条の二十七」に改め、同号(六)及び(七)中「及び第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、同号中〔二十七〕を〔三十三〕とし、〔二十六〕を〔三十二〕とし、〔二十五〕の次に次のように加える。

〔二十六〕 法第十八条の二十三第一項の規定による届出を受理すること。

〔二十七〕 法第十八条の二十四第一項の規定による届出を受理すること。

〔二十八〕 法第十八条の二十五第一項の規定による変更の届出を受理すること。

〔二十九〕 法第十八条の二十六の規定により、変更又は廃止を命ずること。

〔三十〕 法第十八条の二十九第一項の規定により、改善又は一時停止その他必要な措置をとるべきことを勧告すること。

〔三十一〕 法第十八条の二十九第二項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

第八号中「法」という。）」の下に「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この号において「政令」という。）」を加え、「(一)から(五)」を「(二)から(六)」に、「〔十五〕から〔十七〕」を「〔十九〕から〔二十一〕」に改め、「県内（奈良市を除く。）に」を削り、「の事務所又は事業所」を「を営む者であつて県内（奈良市を除く。）に住所」に、「(六)から(十)」を「(七)から(十一)」に、「〔十八〕から〔二十〕」を「〔十二〕から〔二十四〕」に改め、同号中〔二十〕を〔二十四〕とし、〔十五〕から〔十九〕までを〔十九〕から〔二十三〕までとし、〔十四〕を〔十六〕とし、〔十六〕の次に次のように加える。

〔十七〕 政令第十六条の四の規定による届出を受理すること。

〔十八〕 省令第八条の二の六の規定による届出を受理すること。

第八号中〔十三〕を〔十五〕とし、〔十二〕を〔十四〕とし、〔十一〕を〔十三〕とし、〔十〕を〔十一〕とし、〔十一〕の次に次のように加える。

〔十二〕 法第十七条の二第一項の規定による届出を受理すること。

第八号中〔九〕を〔十〕とし、(一)から〔八〕までを(二)から〔九〕までとし、同号に(一)として次のように加える。

(一) 法第十二条第三項又は第四項の規定による届出を受理すること。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。